

後期高齢支援システム標準化検討会
第10回 市区町村ワーキングチーム・ベンダ分科会（合同開催）

標準仕様書1.4版に向けた各種課題の 対応について

令和7年9月11日

資料 2	後期高齢支援システム標準化 市区町村ワーキングチーム・ ベンダ分科会（合同開催） （第10回）
	令和7年9月11日

目次

1.	標準化検討における今年度実施事項（サマリ）	2
2.	標準化検討における今年度実施事項（各論）	4
2.1	本会議での協議事項	5
2.2	本会議での報告事項	12
2.2.1	標準仕様書の変更を伴う事項	13
2.2.2	標準仕様書の変更を伴わない事項	17
3.	今後のスケジュール	19

1. 標準化検討における今年度実施事項（サマリ）

1. 標準化検討における今年度実施事項（サマリ）

今年度は新規帳票の追加及び一部納付書の修正に伴った、帳票レイアウトと帳票詳細要件の修正が主な改版事項となる。

本日は特に、以下に示した「令和7年度実施内容」のうち、「1 本会議での協議事項」に主眼を置いて、会議を進行していく。

令和7年度実施内容*

1 本会議での協議事項

- 督促状兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- 口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- 「子ども・子育て支援金対応」に係る機能の適合基準日の取り扱い検討

2 本会議での報告事項

標準仕様書の変更を伴う事項

- 納付書の表記ゆれ修正
- 納付書の領収証書における被保険者氏名欄の位置修正

標準仕様書の変更を伴わない事項

- 標準仕様書1.3版における残課題対応

*：その他、機能要件における、不明瞭であった一部記載について補記

2. 標準化検討における今年度実施事項（各論）

2.1 本会議での協議事項

2.2 本会議での報告事項

2.1 本会議での協議事項

- (1) 督促状兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (2) 口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (3) 「子ども・子育て支援金対応」に係る機能の適合基準日の取り扱い

2.1. 本会議での協議事項 > (1) 督促状兼納付書の圧着ハガキ様式の追加

督促状兼納付書の圧着ハガキ様式を、標準オプションとして追加することを検討中である。 ご意見を伺いたい。

検討を行う背景

国保標準仕様書第1.5版において、以下の理由により督促状兼納付書の圧着ハガキ様式が標準オプションとして取り込まれたことから、後期標準仕様書においても同様の対応の要否を検討する。

- 介護標準仕様書にて規定されているため
- 全国意見照会において複数の自治体から意見が寄せられたため

事務局の方針

以下の理由から、標準オプションとしてレイアウト追加することを検討している。

- 介護・国保標準仕様書と横並びを取るため
- 過去（1.0版～1.3版）の全国意見照会で督促状兼納付書の圧着ハガキ様式の追加依頼を受領していたため

新規追加する帳票のレイアウト

収納-21_後期高齢者医療保険料督促状兼納付書（はがき）（マル公）

収納-22_後期高齢者医療保険料督促状兼納付書（はがき）（マル公）（eL-QRあり）

2.1 本会議での協議事項

- (1) 督促状兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (2) 口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (3) 「子ども・子育て支援金対応」に係る機能の適合基準日の取り扱い

2.1 本会議での協議事項

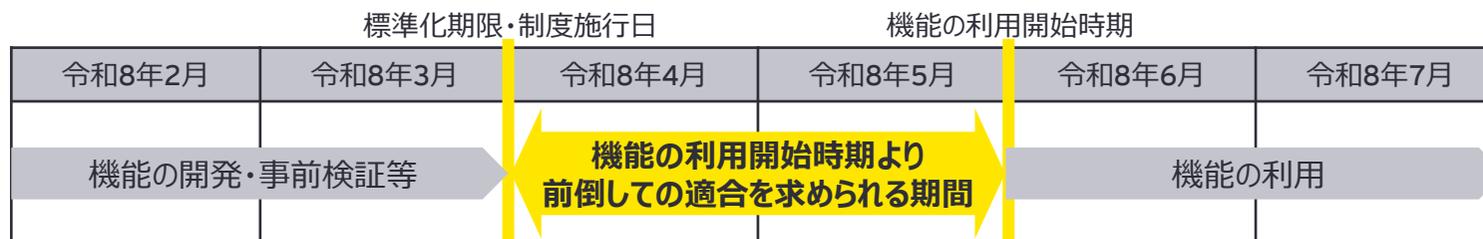
- (1) 督促状兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (2) 口座振替不能通知書兼納付書の圧着ハガキ様式の追加
- (3) 「子ども・子育て支援金対応」に係る機能の適合基準日の取り扱い

国保標準仕様書では、子ども・子育て支援金対応の「標準化期限・制度施行日」より「機能の利用開始時期」が後になる実装必須機能において適合基準日の緩和を行う予定。

検討を行う背景

“標準化期限・制度施行日”より“機能の利用開始時期”が後になるケースにおいて、実際の利用時期より前の適合を求められることから、実装する機能の開発量次第で、開発・事前検証等が間に合わず、経過措置申請等が必要になる可能性がある。

(例) 子ども・子育て支援金対応のケース



このことから、国保標準仕様書側は、制度施行日後の適合も許容する規定を第1.6版以降にて記載予定である。

国保側の第1.6版以降における規定方針*

事務局における対応

上記課題に示したケースにおいても未適合の期間が生じないよう、**適合基準日について、市区町村における事務に支障が生じないことを前提に、制度施行日後の適用も許容する規定内容とすることとしたいと考えている。**

なお、本件については事前にデジタル庁と調整を行い、(別紙2) 機能・帳票要件における「適合基準日」欄の記載を下記に示した案のような内容とすることで、対応可能との見解を得ている。

<「適合基準日」欄の記載内容 (イメージ) >

令和8年4月1日又は令和8年度に各地方公共団体において最初に国民健康保険法第〇〇条〇項の規定に基づき〇〇を実施する日のいずれか遅い日

本件について対応することとなった場合は次版以降の対応にて、令和8年4月1日に制度施行を迎える「子ども・子育て支援金対応」や、今後制度改正により追加する実装必須機能について、対象機能や根拠法令について整理した上で、上記のとおり適合基準日を規定することを想定している。

後期標準仕様書においても、子ども・子育て支援金対応にて同様の事象が発生するため、対応要否を検討する。

後期標準仕様書においては、機能面での影響は限定的であると考えられるため、適合基準日の緩和は行わない方針で検討している。ご意見を伺いたい。

事務局の方針

子ども・子育て支援金対応に係る機能については、前頁で示した国保標準仕様書のケースと同様に、実際の利用開始時期よりも前に適合していることが求められる。

ただし、国保標準仕様書と比較すると、後期標準仕様書において求められている機能数は少ないため、機能面での影響は限定的であると考えられる。

国保・後期双方の標準仕様書における、子ども・子育て支援金対応に関する機能の規定

- 国保：子ども・子育て支援金の算定に係る機能を多数規定
- 後期：帳票に出力する機能要件を規定
(子ども・子育て支援金の算定に係る機能は広域標準システムにて保持)

適合基準日における適合が困難な状況でない限り、基本的には適合基準日の緩和は行うべきではないと考えている。したがって、今回のケースにおいて、後期標準仕様書としては、緩和を行わない方針で検討している。

2. 標準化検討における今年度実施事項（各論）

2.1 本会議での協議事項

2.2 本会議での報告事項

2.2 本会議での報告事項

2.2.1 標準仕様書の変更を伴う事項

(1) 納付書の表記ゆれ修正

(2) 納付書の領収証書における被保険者氏名欄の位置修正

2.2.2 標準仕様書の変更を伴わない事項

マル公・カク公の一部納付書にて、表記ゆれが確認されたため、修正を行った。

検討を行う背景

国保標準仕様書においては、令和6年度のeLTAX対応の際、業界5団体と調整の上、納付書レイアウトが規定されている。しかし、市区町村から「納付書レイアウトに対して、ゆうちょ審査にて指摘を受けている」という問い合わせを複数受け、国保標準仕様書第1.5版において納付書レイアウトの見直しが行われた。このことを受け、後期標準仕様書においても対応の要否を検討する。

事務局の方針

後期標準仕様書においても、業界5団体と調整を行ったうえで納付書レイアウトを規定していたため、ゆうちょ側からの指摘箇所については基本的に対応完了している。

しかし、一部の納付書レイアウトで「口座記号番号」と「口座番号」の記載ゆれが確認されたため、「口座記号番号」へ修正を行った。

なお、本帳票レイアウトは、令和7年8月8日にデジタル庁から発出された事務連絡のとおり、参考様式としての扱いである。そのため、実使用に際してはゆうちょ審査を経て、自治体側で必要に応じて修正していただくことを想定している。

修正内容の一例および修正対象

修正前の一例	修正後の一例	修正対象
<p><納付書1 (カク公) ></p> <p>77 ○○県○○市 賦課年度 年度 後期高齢者医療保険</p> <p>加入者名 ○○市 会計管理者 口座番号 01234-5-67890</p> <p>○○県○○市 賦課年度 年度 後期高齢者医療保険料原符兼払込金受領証 公</p> <p>加入者名 ○○市 会計管理者</p> <p>口座番号 01234-5-678901</p>	<p><納付書1 (カク公) (eL-QRあり) ></p> <p>77 ○○県○○市 賦課年度 年度 後期高齢者医療保険</p> <p>加入者名 ○○市 会計管理者 口座記号番号 01234-5-67890</p> <p>○○県○○市 賦課年度 年度 後期高齢者医療保険料原符兼払込金受領証 公</p> <p>加入者名 ○○市 会計管理者</p> <p>口座記号番号 01234-5-678901</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 賦課-05_納付書1 (カク公) 2. 賦課-06_連帳納付書1 (カク公) 3. 賦課-07_納付書2 (マル公) 4. 賦課-08_連帳納付書2 (マル公) 5. 収納-12_口座振替不能通知書・督促状・催告書兼納付書1 (カク公) 6. 収納-13_口座振替不能通知書・督促状・催告書兼納付書2 (マル公) 7. 収納-14_口座振替不能通知兼納付書 (マル公) 8. 収納-16_後期高齢者医療保険料督促状兼納付書 (マル公)

2.2 本会議での報告事項

2.2.1 標準仕様書の変更を伴う事項

(1) 納付書の表記ゆれ修正

(2) 納付書の領収証書における被保険者氏名欄の位置修正

2.2.2 標準仕様書の変更を伴わない事項

税務・国保のカク公の納付書との横並びを踏まえ、領収証書における氏名を記載する欄の位置を修正した。

検討を行う背景

国保標準仕様書第1.5版において、カク公の納付書内の領収証書へ、納付者氏名欄が新規追加された。その際、税務システム標準仕様書の規定にあわせて、領収証書の中段に追加されている。このことを受け、後期標準仕様書においても対応の要否を検討する。

事務局の方針

後期標準仕様書はカク公・マル公の納付書で氏名を記載する欄が領収証書の最上段に位置しており、カク公の納付書について税務・国保標準仕様書と業務間で横並びが取れていない状態となるため、カク公の納付書について被保険者氏名欄の位置を修正した。

修正内容の一例および修正対象

修正前の一例

領収証書			
被保険者氏名			
被保険者番号	備考5	編集5	
年 度	賦課年度	相当年度	
科 目	後期高齢者医療保険料		
通知書番号			
期 別			
納付番号			
確認番号			納付区分
納付金額			
延滞金			

修正後の一例

領収証書			
被保険者番号		備考5	編集5
年 度	賦課年度	相当年度	
科 目	後期高齢者医療保険料		
通知書番号			
期 別			
納付番号			
確認番号			納付区分
被保険者氏名			
納付金額			
延滞金			

修正対象

1. 賦課05. 納付書1 (カク公)
2. 賦課06. 連帳納付書1 (カク公)
3. 賦課09. 納付書1 (カク公)
(eL-QRあり)
4. 賦課10. 連帳納付書1 (カク公)
(eL-QRあり)
5. 収納12. 口座振替不能通知書・督促状・催告書兼納付書1 (カク公)
6. 収納17. 口座振替不能通知書・督促状・催告書兼納付書1 (カク公)
(eL-QRあり)

2.2 本会議での報告事項

2.2.1 標準仕様書の変更を伴う事項

2.2.2 標準仕様書の変更を伴わない事項

(1) 標準仕様書1.3版における残課題対応

「eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組み対応」について、広域標準システム側のインターフェース修正は行わないこととなったため、課題をクローズとする。

検討を行う背景

「eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組み対応」は、収納情報を後期高齢支援システムから広域標準システムへ受け渡すインターフェースが未決定であったため、前回改版時点で未クローズとなっていた。本課題の取り扱いを検討する。

検討・課題一覧（該当箇所抜粋）

No.	対応状況	発生日	起票元	懸案・課題	状況・回答
33	仕掛	2024/2/26	第7回ベンダ分科会・市区町村ワーキングチーム	地方税統一QRコードについて令和7年8月の改定に向けて対応方針を検討する。	<p>【2024/2/26記入】 来年度の対応を検討することとし、1.3版（仮名）（案）以降の持ち越し事項とする。</p> <p>【2024/3/25記入】 来年度の対応を検討することとし、1.3版（仮名）（案）以降の持ち越し事項とする。</p> <p>【2024/11/15記入】 対応方針を検討し、1.3版へ取込み対応する。 ただし、収納情報を後期高齢支援システムから広域標準システムへ受け渡すインターフェースについては、広域標準システムと検討中のため、次版以降へ持ち越す。</p>

事務局の方針

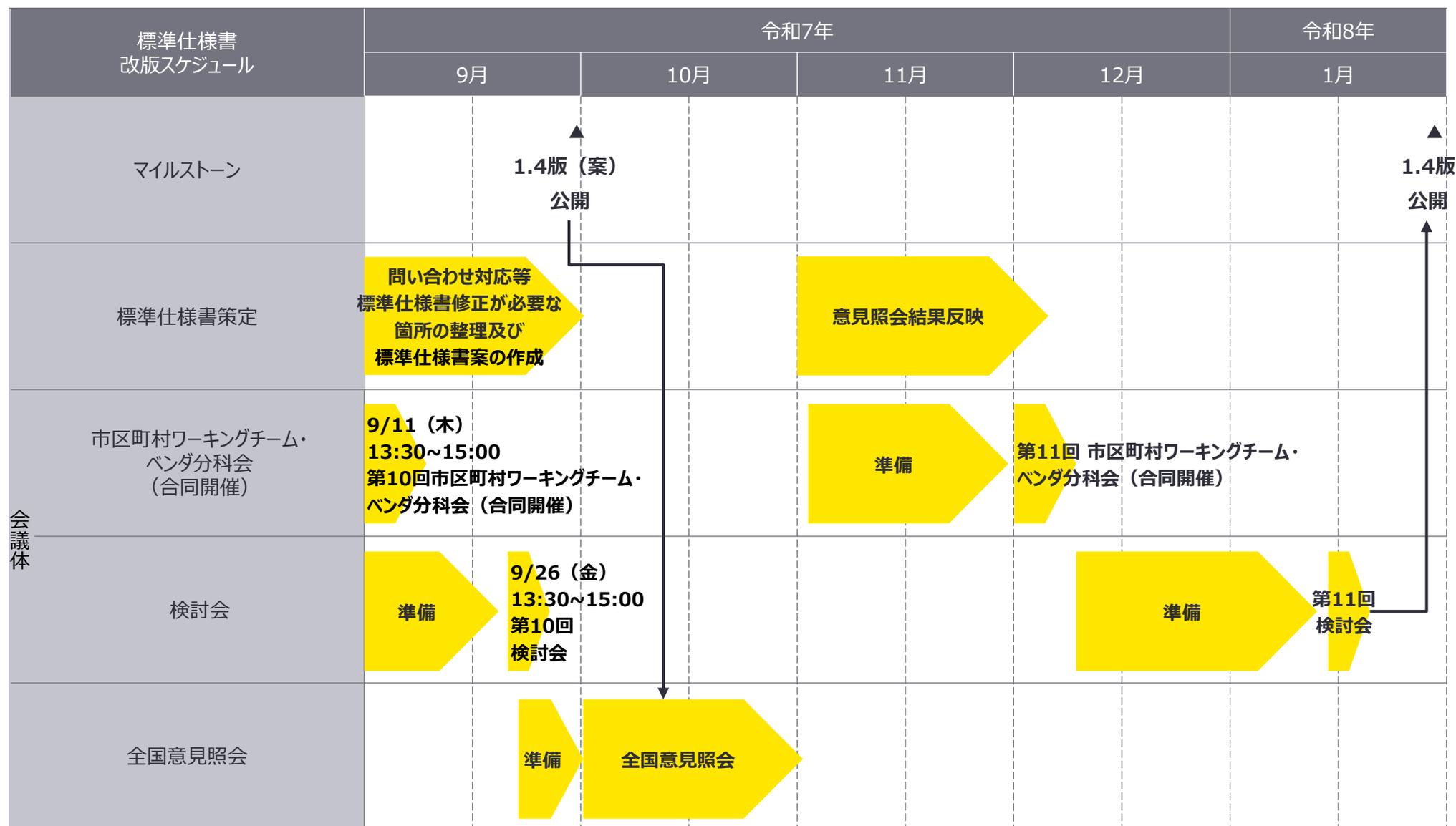
収納情報を後期高齢支援システムから広域標準システムへ受け渡すインターフェースについて、修正を行わない。
（広域標準システムのインターフェース仕様書、後期標準仕様書の修正は行わない）
このことを受け、本課題はクローズ。

3. 今後のスケジュール

3. 今後のスケジュール

第10回市区町村ワーキングチーム・ベンダ分科会での議論を経て標準仕様書1.4版案を修正し、10月からの全国意見照会に向けて準備を進めていく。

今年度スケジュール（案）



会議体